設計・施工請負契約書（案）

1　事　業　名　　統合小学校整備事業

2　事業場所　　三重県多気郡多気町相可1877番地4

3　事業期間

契約期間 契約締結日から令和　　年　　月　　日まで

4　工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

5　請負代金額　　¥

（うち　取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　　）

6　契約保証金　　¥

7　建設発生土の搬出先等

建設発生土の搬出先については発注者と請負者とが協議して定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

8　その他

この契約は、仮契約として締結されるものであり、多気町議会で議決されたときに本契約になるものとする。また、この仮契約が本契約として成立するまでの間に、請負者が不正若しくは不誠実な行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められる場合又は契約の履行が困難であると認められる事由が生じた場合は、この仮契約を解除することができるものとする。この場合において、発注者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

上記工事について、発注者と請負者●●●●共同企業体は、各々の対等な立場における合意に基づいて、多気町会計規則（平成18年規則第３８号）及び次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

仮契約日　　令和　　年（　　年）　　月　　日
本契約日　　令和　　年（　　年）　　月　　日

発　注　者

請　負　者　　●●●●共同企業体

代表　企業　　住　　所
商号又は名称
代表者氏名

構　成　員　　住　　所
商号又は名称
代表者氏名

目次

第１条（総則）……1
第２条（関連工事の調整その他の協力）……2
第３条（設計）……2
第４条（工事監理）……4
第５条（請負代金内訳書及び工程表）……5
第６条（契約の保証）……5
第７条（権利義務の譲渡等）……6
第８条（著作権の譲渡等）……6
第９条（著作者人格権の制限）……7
第１０条（受注者の利用）……7
第１１条（著作権の侵害の防止）……7
第１２条（施工関連業務に係る一括委任又は一括下請負等の禁止）……7
第１３条（設計関連業務に係る一括委任又は一括下請負等の禁止）……7
第１４条（工事監理関連業務に係る一括委任又は一括下請負等の禁止）……8
第１５条（下請負人の通知）……8
第１６条（特許権等の使用）……9
第１７条（意匠の実施の承諾等）……9
第１８条（監督員）……9
第１９条（現場代理人及び主任技術者等）……10
第２０条（履行報告）……11
第２１条（設計関連業務に係る管理技術者等に対する措置請求）……11
第２２条（工事関係者に関する措置請求）……11
第２３条（工事監理関連業務に係る管理技術者等に対する措置請求）……11
第２４条（工事材料の品質及び検査等）……12
第２５条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）……12
第２６条（支給材料及び貸与品）……13
第２７条（事業用地の確保等）……14
第２８条（不適合箇所の改造義務及び破壊検査等）……14
第２９条（入札説明書等、事業者提案と業務内容が一致しない場合の修補義務）……14
第３０条（条件変更等）……15
第３１条（入札説明書等及び設計図書の変更）……15
第３２条（履行の中止）……16

第３３条（受注者の請求による工期の延長）……16
第３４条（発注者の請求による工期の短縮）……16
第３５条（工期の変更方法）……17
第３６条（請負代金額の変更方法等）……17
第３７条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）……17
第３８条（臨機の措置）……17
第３９条（一般的損害）……18
第４０条（第三者に及ぼした損害）……18
第４１条（不可抗力による損害）……18
第４２条（請負代金額の変更に代える設計図書並びに入札説明書等及び事業者提案の変更）……19
第４３条（検査及び引渡し）……19
第４４条（請負代金の支払い）……20
第４５条（部分使用）……20
第４６条（前金払及び中間前金払）……20
第４７条（保証契約の変更）……22
第４８条（前払金の使用等）……22
第４９条（部分払）……22
第５０条（部分引渡し）……23
第５１条（債務負担行為に係る契約の特則）……23
第５２条（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）……24
第５３条（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）……24
第５４条（第三者による代理受領）……25
第５５条（前払金等の不払に対する工事中止）……25
第５６条（契約不適合責任）……25
第５７条（モニタリング及び要求性能未達に関する手続き）……26
第５８条（発注者の任意解除権）……26
第５９条（発注者の催告による解除権）……26
第６０条（発注者の催告によらない解除権）……27
第６１条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）……28
第６２条（公共工事履行保証証券による保証の請求）……28
第６３条（受注者の解除権）……28
第６４条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）……29
第６５条（解除に伴う措置）……29
第６６条（発注者の損害賠償請求等）……30
第６７条（契約不適合責任期間等）……31

第６８条（火災保険等）……32
第６９条（暴力団等からの不当介入の排除）……32
第７０条（あっせん又は調停）……33
第７１条（仲裁）……33
第７２条（紛争の解決）……33
第７３条（情報通信の技術を利用する方法）……34
第７４条（補則）……34

（総則）

第１条　多気町（以下「発注者」という。）及び請負者（以下「受注者」という。）は、この契約書に基づき、統合小学校整備事業（以下「本事業」という。）に係る入札説明書等（別冊の入札説明書、要求水準書（添付資料を含む。）、公募時の質問回答書をいう。以下同じ。）及び事業者提案（入札説明書等に基づき受注者が提出した提案書類により受注者からなされた提案の一切をいい、当該提案書類に対する説明内容等のみならず、これらから合理的に期待される内容等を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（設計図書（第３条第１項第５号から第１０号までの定めるところに従って発注者の承諾が得られた設計図書その他の設計に関する図書をいい、第３０条、第３１条その他別段の合意により変更された場合には、変更後のものをいい、当該図書において該当の基準、仕様、規定、記載等がない場合において、入札説明書等又は事業者提案に該当の基準、仕様、規定、記載等があるときには、入札説明書等又は事業者提案のものをいい、それらの全部又は一部において重複してある場合には、それらの適用の優劣は第１３項の定めるところに従う。以下同じ。）を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行（入札説明書等において設計業務及び建設・工事監理業務の内容として要求された各業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって受注者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務の履行を含むものとする。以下同じ。）しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事（入札説明書等及び事業者提案に示された本事業で対象とする施設の工事）の施工のための設計（基本設計及び実施設計を総称して「設計」といい、工事の施工に必要な各種申請等の法令に基づく手続及び現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動・騒音測定等の業務を含め、入札説明書等において「設計業務」として実施が要求されている業務を総称して「設計業務」という。）を契約書記載の設計期間において行った上で、当該設計に基づいて工事を契約書記載の工期内に完成し、事業目的物を発注者に引き渡すほか、入札説明書等及び事業者提案に定める所定の期日までに、この契約に基づいて受注者から引き渡されることが入札説明書等に定められた情報、書類、データ及び図面等（プログラム及びデータベースを含め、以下「成果物」という。）を引き渡し、この契約の履行を完了するものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　設計、仮設、施工方法その他事業目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、この契約において用いられている用語の意味は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、入札説明書等において用いられている用語と同一の意味を有するものとする。

７　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
１０　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
１１　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
１２　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
１３　この契約、入札説明書、要求水準書、事業者提案及び設計図書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この契約、要求水準書、入札説明書、事業者提案及び設計図書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書に優先するものとし、また、発注者の承諾が得られた設計図書とこの契約、入札説明書、要求水準書又は事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、当該設計図書が優先するものとする。なお、発注者の承諾が得られた設計図書、この契約、入札説明書、要求水準書又は事業者提案の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。

（関連工事の調整その他の協力）
第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
２　発注者は、受注者の施工する工事及び入札説明書等に示した他の機関の発注に係る他の工事がある場合で、且つ、それらが施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。
３　発注者は、本事業に関し、国庫補助金の申請その他の必要手続を行う。この場合においては、受注者は、発注者の要請に従い、当該手続に必要な図面その他必要書類の作成を行うほか必要な協力をしなければならない。
４　受注者は、発注者の要請に従い、会計実地検査への出席その他必要書類の作成を行うほか必要な協力をしなければならない。
５　受注者は、この契約に基づき事業目的物の引渡しの完了後においても、入札説明書等及び事業者提案に従い、開校に係る諸業務を実施しなければならない。

（設計）
第３条　受注者は、次の各号その他この契約の定めるところに従い、入札説明書等及び事業者提案に基づき、本事業に係る事業目的物を設計する。

（１）受注者は、この契約の締結後速やかに、設計業務の管理技術者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に入札説明書等及び事業者提案の定めるところに従って提出を要する書類を添えて発注者に届け出た上で設計業務に着手する。なお、設計業務の着手前に入札説明書等及び事業者提案の定めるところに従い、現場等の事前確認を行ったうえで、詳細工程表を含む設計計画書（本号に基づき発注者の承諾を得たものを以下「設計計画書」という。）を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

（２）受注者は、設計に伴い必要な各種申請等の法的手続等の一切を受注者の責任により実施し、各種申請等の関係機関との協議内容を適時に発注者に報告するものとし、発注者の求めがある場合その他必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを発注者に提出する。

（３）設計業務に着手するに当たり、受注者は、入札説明書等及び事業者提案の定めるところに従い、本事業で必要と思われる調査（現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動・騒音測定等を含むが、これらに限られない。本号において同じ。）について、関係機関と十分協議を行った上で受注者の責任で実施する。なお、調査を実施する際は、調査前に発注者と協議するほか、必要に応じて申請手続を行い、また、住民説明を行う等近隣に配慮しなければならない。

（４）受注者は、設計計画書に基づき、自己の責任で設計の進捗管理をして設計業務を実施するものとし、入札説明書等及び事業者提案の定めるところに従い、発注者に対し、定期的に、一定期間において進捗した設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関し、発注者の承諾した様式及び内容により報告書等を提出し、発注者の承諾を得るものとする。発注者は、設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関して、随時に、受注者に対して説明を求めることができるほか、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。

（５）受注者は、各工事に関し、当該事業に係る基本設計又は実施設計がそれぞれ完成する都度速やかに、入札説明書等に定めるところに従い、発注者の承諾した様式及び内容により発注者に設計業務完了届を提出するとともに、発注者の承諾した様式及び内容により入札説明書等が定める各種図面及び書面等により構成される設計図書を発注者に提出して確認を得るものとする。なお、かかる確認取得の手続は、完成したものから順次に行うことができるものとするが、契約書記載の基本設計及び実施設計に係る納期に基づき設計計画書で定めた期限を徒過してはならない。

（６）発注者は、第５号の定めるところに従って提出された設計図書のいずれかが、法令、この契約の規定、発注者の確認を得た他の設計図書、入札説明書等及び事業者提案の水準を満たさないか、又はこれらの内容に適合していないか若しくは逸脱していることが判明した場合、当該設計図書の受領後１０日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう受注者に対して通知することができる。

（７）受注者は、第６号の通知を受けた場合、速やかに当該箇所を是正するものとする。ただし、受注者が発注者の通知の内容に意見を述べ、発注者がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。

（８）第７号の定めるところに従ってなされる設計図書の是正に要する一切の費用は、受注者の負担とする。ただし、当該是正を要する箇所が入札説明書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合、発注者の指示の不備・誤りによる場合その他の発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が当該入札説明書等の記載又は発注者の指示の不備・誤りが不適当であることを知りながら発注者に異議を述べなかった場合その他の受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき事由の看過の場合は、この限りでない。

（９）第７号の定めるところに従って受注者が是正を行った場合、受注者は、直ちに是正された設計図書を発注者に提出の上、発注者の確認を得るものとする。この場合、当該確認手続は、第６号から第８号までの例によるものとする。ただし、第６号に掲げる期間の定めは適用せず、発注者は是正された設計図書の受領の後、可及的速やかに検討を実施するものとする。

（１０）受注者は、設計図書が発注者により受領された後１４日以内に発注者から第６号の通知（第９号によって準用された場合を含む。）がない場合は、第５号の確認がなされたものとみなし、当該設計図書に係る事業目的物につき、次の工程に進むことができる。なお、本号は、発注者の確認の得られた設計図書（発注者の確認が得られたとみなされたものを含む。）と発注者の確認の得られていない設計図書（発注者の確認が得られたとみなされたものを除く。）がある場合に、前者の設計図書に係る事業目的物について、受注者が次の工程に進むことを妨げない。

（１１）第５号から第１０号までの規定は、設計図書の変更について第３１条の定めるところに従って発注者の確認を得る場合においても準用する。

２　発注者は、第１項各号、第３１条その他この契約に定める発注者の確認（発注者の確認が得られたとみなされたものを含む。）又は承諾等を理由として工事の設計、施工その他この契約の履行の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、受注者は、発注者の確認又は承諾等をもって、第５６条の責任を免れることはできない。

（工事監理）

第４条　受注者は、次の各号その他この契約の定めるところに従い、入札説明書等及び事業者提案に基づき、本事業に係る工事監理業務を行うものとする。

（１）受注者は、この契約の締結後速やかに、工事監理業務の管理技術者を配置し、組織体制と合わせて工事監理着手前に入札説明書等及び事業者提案の定めるところに従って提出を要する書類を添えて発注者に届け出た上で工事監理業務に着手する。なお、工事監理業務の着手前に入札説明書等及び事業者提案の定めるところに従い、詳細工程表を含む工事監理計画書（本号に基づき発注者の承諾を得たものを以下「工事監理計画書」という。）を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

（２）受注者は、工事監理計画書に基づき、自己の責任で工事監理の進捗管理をして工事監理業務を実施するものとし、入札説明書等及び事業者提案の定めるところに従い、発注者に対し、定期的に、一定期間において進捗した工事監理業務の進捗状況に関し、発注者の承諾した様式及び内容により報告書等を提出し、発注者の承諾を得るものとする。発注者は、工事監理業務の進捗状況に関して、随時に、受注者に対して説明を求めることができるほか、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。

（請負代金内訳書及び工程表）

第５条　受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成２８年法律第１１１号）第１０条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

３　内訳書及び工程表は、この約款の他の条項若しくは入札説明書等において定める場合又は発注者が別途指示する場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第６条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号。以下「前払保証事業法」という。）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（４）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（５）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金額の１０分の１以上としなければならない。ただし、受注者が会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）は、請負代金の１０分の３としなければならない。

４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第６６条第４項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第１項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
６　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）
第７条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第２４条第２項の規定による検査に合格したもの及び第４９条第３項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに成果物（設計業務に係る未完成の成果物及び設計業務を行う上で得られた記録等を含むものとする。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の設計、施工その他この契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。
４　受注者は、第３項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る設計、工事の施工その他この契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）
第８条　受注者は、事業目的物（第５０条第１項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第２項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条及び第１７条において同じ。）が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利をいう）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
２　発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
３　発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
４　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が該当著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変 に同意する。また、発注者は成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
５　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第１条第４項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

６　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（著作者人格権の制限）

第９条　受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第１９条第１項又は第２０条第１項に規定する権利を行使してはならない。

（１）成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

（２）本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

（３）本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

（４）本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

２　受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

（１）成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

（２）本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

３　発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第１９条第１項又は第２０条第１項に規定する権利を行使してはならない。

（受注者の利用）

第１０条　発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。

（著作権の侵害の防止）

第１１条　受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

２　受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（施工関連業務に係る一括委任又は一括下請負等の禁止）

第１２条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（設計関連業務に係る一括委任又は一括下請負等の禁止）

第１３条　受注者は、設計関連業務に係る業務の全部を一括して、又は設計図書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（工事監理関連業務に係る一括委任又は一括下請負等の禁止）
第１４条　受注者は、工事監理関連業務に係る業務の全部を一括して、又は設計図書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の通知）
第１５条　発注者は、受注者に対して、下請負人等の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
第１５条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下この条において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
（１）健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出
（２）厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出
（３）雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出
２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
（１）受注者と直接下請契約を締結する下請負人　次のいずれにも該当する場合
ア　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
イ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
（２）前号に掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合
ア　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

（特許権等の使用）

第１６条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、入札説明書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

第１７条　受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第３項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される建築物又は本件建築物（以下「本件建築物等」という。）に係る意匠の実施を承諾するものとする。

２　受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠法第３条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に譲渡するものとする。

（監督員）

第１８条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、入札説明書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（１）この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

（２）入札説明書等、事業者提案及び設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

（３）入札説明書等、事業者提案及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

（４）発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

（５）この契約及び入札説明書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

（６）この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

（７）業務の進捗の確認、入札説明書等又は事業者提案の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

3　発注者は、各々二名以上の監督員を置き、第２項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除については、入札説明書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6　発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第１９条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて設計業務の履行場所、工事現場その他業務遂行の現場に設置し、入札説明書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

（１）現場代理人

（２）主任技術者（建設業法第２６条第２項に規定する工事の場合にあっては監理技術者とし、同条第３項に規定する工事の場合にあっては専任の主任技術者又は同条第４項に規定する監理技術者とする。以下同じ。）

（３）監理技術者補佐（建設業法第２６条第３項第２号に規定する者をいう。以下同じ。）

（４）専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

（５）設計業務の技術上の管理を行う管理技術者

（６）工事監理業務の技術上の管理を行う管理技術者

（７）設計業務の成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者

2　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事に係る工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、工事に係る請負代金額の変更、工事に係る請負代金の請求及び受領、第２２条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく工事に係る受注者の一切の権限を行使することができるものとし、管理技術者は、設計業務に係るこの契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、設計関連業務に係る契約金額の変更、履行期間の変更、設計関連業務に係る契約金額の請求及び受領、第２２条第１項の規定による請求の受理、同条第２項の規定による決定及び通知、同条第３項の規定による請求、同条第４項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　発注者は、第２項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4　受注者は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人又は管理技術者に委任せず自ら行使するものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

６　照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。

（履行報告）

第２０条　受注者は、この契約の別段の定めに従うほか、入札説明書等及び事業者提案に定めるところにより、この契約の履行について、発注者に報告しなければならない。

（設計関連業務に係る管理技術者等に対する措置請求）

第２１条　発注者は、設計関連業務に係る管理技術者又は受注者の使用人若しくは第１３条第３項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第２２条　発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、管理技術者、照査技術者又はその他受注者が工事を設計、施工その他この契約を履行するために使用している下請負人、労働者等で工事の設計、施工又はそれらの管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事監理関連業務に係る管理技術者等に対する措置請求）

第２３条　発注者は、工事監理関連業務に係る管理技術者、委託監督員又は受注者の使用人若しくは第１４条第３項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。
３　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）
第２４条　工事材料の品質については、入札説明書等、事業者提案又は設計図書に定めるところによる。入札説明書等、事業者提案又は設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
２　受注者は、入札説明書等、事業者提案又は設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
３　監督員は、受注者から第２項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
４　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
５　受注者は、第４項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）
第２５条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
２　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
３　受注者は、第１項、第２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、入札説明書等、事業者提案又は設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
４　監督員は、受注者から第１項の立会い若しくは見本検査又は第２項の立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　第４項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

6　第１項、第３項又は第５項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第２６条　発注者が受注者に支給する工事材料、図面その他業務に必要な物品等（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、入札説明書等に定めるところによる。

2　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が入札説明書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5　発注者は、受注者から第２項後段又は第４項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を受注者に引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6　発注者は、第５項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　発注者は、第５項、第６項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、入札説明書等に定めるところにより、工事又は成果品の完成、入札説明書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

１０　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

１１　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が入札説明書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（事業用地の確保等）

第２７条　発注者は、事業用地その他入札説明書等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「事業用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（入札説明書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は、確保された事業用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　工事の完成、入札説明書等の変更等によって事業用地等が不用となった場合において、当該事業用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該事業用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

４　第３項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、事業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（不適合箇所の改造義務及び破壊検査等）

第２８条　受注者は、工事の施工部分が入札説明書等、事業者提案又は設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督員は、受注者が第２４条第２項又は第２５条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

３　第２項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が入札説明書等、事業者提案又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　第２項、第３項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（入札説明書等、事業者提案と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第２９条　受注者は、業務の内容が入札説明書等、事業者提案又は発注者の指示若しくは発注者と受注者とが協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、設計関連業務履行期間若しくは設計関連業務費相当額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第３０条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

（１）図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

（２）入札説明書等、事業者提案又は設計図書に誤謬又は脱漏があること。

（３）入札説明書等、事業者提案又は設計図書の表示が明確でないこと。

（４）工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等入札説明書等、事業者提案又は設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

（５）入札説明書等、事業者提案又は設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督員は、第１項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　第３項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、入札説明書等、事業者提案又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

（１）第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し、入札説明書等の訂正又は変更の必要があるものについては、発注者が行い、事業者提案及び設計図書の訂正又は変更の必要があるものについては発注者の指示に基づき受注者が行う。

（２）第１項第４号又は第５号に該当し、事業目的物の変更を伴うもので、入札説明書等の訂正又は変更の必要があるものについては、発注者が行い、事業者提案及び設計図書の訂正又は変更の必要があるものについては発注者の指示に基づき受注者が行う。

（３）第１項第４号又は第５号に該当し、事業目的物の変更を伴わないもので、入札説明書等の訂正又は変更の必要があるものについては、発注者が行い、事業者提案及び設計図書の訂正又は変更の必要があるものについては発注者の指示に基づき受注者が行う。

５　第４項の規定により入札説明書等、事業者提案又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるときは受注者が当該損害又は費用を負担し、不可抗力の事由によるときは第４１条に規定するところによる。

（入札説明書等及び設計図書の変更）

第３１条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、工事内容を変更し、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし､受注者の責めに帰すべき事由によるときは受注者が当該損害又は費用を負担し､不可抗力の事由によるときは第４１条に規定するところによる。

（履行の中止）

第３２条　事業用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより事業目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の施工その他契約の履行（設計業務を含む。本条において同じ。）の全部又は一部を一時中止させなければならない。

２　発注者は、第１項の規定によるほか、必要があると認めるときは、中止内容を受注者に通知して、工事の施工その他この契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

３　発注者は、第１項、第２項の規定により工事の施工その他この契約の履行の全部又は一部を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事若しくは設計その他の業務の続行に備え工事現場その他この契約の履行場所を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工その他この契約の履行の全部又は一部の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第３３条　受注者は、天候の不良、第２条第１項の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、第１項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮）

第３４条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、第１項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第３４条の２　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（工期の変更方法）

第３５条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から１４日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第３３条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、第３４条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　発注者は、第１項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第７０条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第７１条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（請負代金額の変更方法等）

第３６条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から１４日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　第１項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　発注者は、第１項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第７０条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと若しくは第７１条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

４　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第３７条　請負代金額の改定方法は、別紙１に記載する「請負代金の改定方法」のとおりとする。

（臨機の措置）

第３８条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。

２　第１項の場合においては、受注者は、その講じた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は第３項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第３９条　成果物又は事業目的物の引渡し前に、成果物、事業目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工その他この契約の履行（設計業務の履行を含む。本条及び次条において同じ。）に関して生じた損害（第４０条第１項若しくは第２項又は第４１条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第６８条第１項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第４０条　工事の施工その他この契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第６８条第１項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　第１項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　第１項、第２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理及び解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第４１条　成果物又は事業目的物の引渡し前に、天災等（入札説明書等で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、成果物、事業目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、第１項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第６８条第１項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、第２項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、第３項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（事業目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第２４条第２項、第２５条第１項若しくは第２項又は第４９条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（１）事業目的物に関する損害を受けた事業目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

（２）工事材料に関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

（３）仮設物又は建設機械器具に関する損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害に係る取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害に係る取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書並びに入札説明書等及び事業者提案の変更）

第４２条　発注者は、第１６条、第２６条、第２８条から第３４条まで、第３７条から第３９条まで、第４１条又は第４５条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書及び事業者提案を変更することを受注者に請求することができる。この場合において、設計図書並びに入札説明書等及び事業者提案の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　第１項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項に規定する請負代金額の増額又は費用の負担をすべき事由が生じた日から７日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第４３条　受注者は、工事を完成及び工事監理業務が完了したときは、入札説明書等及び事業者提案の定めるところにより、検査及び試験、試運転及び運転指導その他入札説明書等及び事業者提案が定める自主完成検査及びセルフモニタリングを履践の上、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、第１項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、入札説明書等及び事業者提案に定めるところにより、工事の完成及び工事監理業務の完了を確認するための検査、試験、試運転、運転指導、総合性能確認試験その他入札説明書等及び事業者提案が定める工事の完成を確認するための試験及び検査等（以下便宜上「検査」という。）を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、事業目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　第２項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　発注者は、第２項の検査によって工事の完成及び工事監理業務の完了を確認した後、受注者が事業目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該事業目的物の引渡しを受けなければならない。

5　発注者は、受注者が第４項の申出を行わないときは、当該事業目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして第１項から第５項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第４４条　受注者は、第３条第１項第５号から第１０号までの定めるところに従って設計図書に対する発注者の確認を得たとき、及び、第４３条第２項（同条第６項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは、別紙２に規定する請負代金の支払いを請求することができる。

2　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　発注者がその責めに帰すべき事由により第４３条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第２項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第４５条　発注者は、第４３条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、事業目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2　第１項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　発注者は、第１項の規定により事業目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第４６条　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律２８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の前払金の支払いを下表に規定する請求額の割合以内の金額内で発注者に請求することができる。

対象となる請負代金項目	請求額の割合
設計関連業務費相当額	１０分の３以内
施工関連業務費相当額	１０分の４以内

２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

４　受注者は、第１項の規定により施工関連業務費相当額について前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額のうち施工関連業務費相当額の１０分の２以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

５　受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。

６　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に下表に規定する割合を乗じた金額から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。第７項及び第４７条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第４７条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第３項の規定を準用する。

対象となる請負代金項目	請求額の割合	
設計関連業務費相当額	１０分の３以内	
施工関連業務費相当額	１０分の４以内	第５項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６以内

７　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額に下表に規定する基準額の割合を乗じた金額を超えるときは、受注者は請負代金額が増額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。

対象となる請負代金項目	基準額の割合	
設計関連業務費相当額	１０分の４以内	
施工関連業務費相当額	１０分の５以内	第５項の規定により中間前払金の支払を受けているときは１０分の７以内

８　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

９　発注者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をするまでの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）に基づき定められた政府契約の支払遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第４７条　受注者は、第４６条第６項の規定により受領済み前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、第１項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第４８条　受注者は、前払金（中間前払い金を含む。）を施工関連業務費相当額については、この工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に、設計関連業務費相当額については、この業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第４９条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第２４条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の１０分の９以内の額について、第２項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中第５３条第３項に定める回数（中間前払金の支払があった場合は、当該回数を１回減ずるものとする。）を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3　発注者は、第２項の場合において、当該請求を受けた日から１４日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　第３項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から１４日以内に部分払金を支払わなければならない。

6　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から１０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／１０－前払金額／請負代金額）

7　第５項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第６項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第５０条　事業目的物について、発注者が入札説明書等及び事業者提案において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第４３条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「事業目的物」とあるのは「指定部分に係る事業目的物」と、同条第５項及び第４４条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2　第１項の規定により準用される第４４条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第４４条第１項の請求を受けた日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×｛１－（前払金額＋中間前払金額）／請負代金額｝

（債務負担行為に係る契約の特則）

第５１条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度　　円

年度　　円

年度　　円

2　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度　　円

年度　　円

年度　　円

3　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び第２項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第５２条　債務負担行為に係る契約の前金払については、第４６条第１項中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第４６条及び第４７条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第４９条第１項の請負代金相当額（以下第５２条及び第５３条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2　第１項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が入札説明書等に定められているときには、同項の規定により準用される受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3　第１項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が入札説明書等に定められているときには、同項の規定により準用される第４６条第１項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（　　円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4　施工関連業務費相当額においては、着工年度に本町の指定する額を請求するものとする。

5　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

6　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第４７条第３項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第５３条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2　この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×９／１０－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

３　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度　　回

年度　　回

年度　　回

（第三者による代理受領）

第５４条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第４４条（第５０条において準用する場合を含む。）又は第４９条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第５５条　受注者は、発注者が第４６条、第４９条又は第５０条において準用される第４４条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第５６条　発注者は、引き渡された事業目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（３）事業目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（モニタリング及び要求性能未達に関する手続き）
第５７条　発注者は、受注者による要求性能に適合した本事業の遂行を確保するため、本事業の各業務につきモニタリングを行う。
２　発注者は、受注者が入札説明書等及び事業者提案に従い本事業の各業務を実施していることを確認するために、事業者に対し説明を求めることができ、かつ、建設工事等の現場において、その進捗状況を立会いの上確認することができるものとし、受注者は、発注者からのその要求に対し、最大限協力するものとする。
３　モニタリングの結果、受注者による本事業の遂行が入札説明書等に示す要求性能又は事業者提案の内容を満たしていないと発注者が判断した場合には、発注者は受注者に対してその是正を求めることができる。
４　受注者は、何らかの事由で本事業に関し、入札説明書等に示す要求性能又は事業者提案の内容を満たしていない状況が生じ、かつ、これを受注者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに発注者に対して報告・説明しなければならない。
５　発注者は、モニタリングの実施を理由として、この契約に基づき受注者が行う業務の全部又は一部について、何らの責任を負わない。

（発注者の任意解除権）
第５８条　発注者は、工事が完成するまでの間は、第５９条又は第６０条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
２　発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）
第５９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
（１）第７条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
（２）正当な理由なく、この契約の締結後遅滞なく設計に着手しないとき、又は、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
（３）納期内に設計を完成しないとき若しくは工期内に工事を完成しないとき又は納期経過後相当の期間内に設計を完成する見込み若しくは工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みのいずれかがないと認められるとき。

（４）第１９条第１項第２号、第３号又は第５号に掲げる者を設置しなかったとき。
（５）正当な理由なく、第５６条第１項の履行の追完がなされないとき。
（６）第１号から第５号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）
第６０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
（１）第７条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
（２）第７条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の設計、施工その他この契約の履行以外に使用したとき。
（３）この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
（４）引き渡された事業目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
（５）受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行（成果物の引渡しその他設計業務の履行を含む。）を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（６）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。なお、成果物の引渡しその他設計業務の履行が完了していることは、本号の適用を妨げない。
（７）契約の目的物（成果物を含む。）の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合（事業者提案に定める設計図書の納期を徒過したことより工期内に工事が完成しないことが見込まれる場合を含む。）において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
（８）第１号から第７号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第５９条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
（９）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
（１０）第６３条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
（１１）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第６１条　第５９条各号、第６０条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第６２条　第６条第１項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第５９条各号又は第６０条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（１）請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

（２）工事完成債務

（３）契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

（４）解除権

（５）前各号に掲げるもののほか、この契約に係る一切の権利及び義務（第４０条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅する。

（受注者の解除権）

第６３条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらず直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第３０条又は第３１条の規定により設計図書又は入札説明書等若しくは事業者提案を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

（２）第３２条の規定による工事の設計、施工その他この契約の履行の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第６４条　第６３条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第６５条　発注者は、この契約がすべての工事の完成前に解除された場合においては、成果物又は事業目的物の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった成果物又は工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第４６条（第５２条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該受領済み前払金の額（第４９条及び第５３条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済み前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第５９条、第６０条又は第６６条第４項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延利息の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第５８条、第６３条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、事業用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7　第６項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、事業用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第５９条、第６０条又は第６６条第４項の規定によるときは発注者が定め、第５８条、第６３条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第６６条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）納期内に設計を完成することができないとき、又は、入札説明書等に示す設計・施工期間内に工事の完成をすることができないとき、若しくは、入札説明書等と事業提案書において示す本施設の引渡し予定日までに本施設を引渡しができないとき。なお、この場合において、第４３条により発注者が行う工事の完成を確認するための検査の合格又は修補の完了をもって、工事の完成とする。

（２）この事業目的物に契約不適合があるとき。

（３）第５９条又は第６０条の規定によりすべての事業目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者が次項の場合においては、請負代金の１０分の３に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）第５９条又は第６０条の規定により事業目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

（２）事業目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　前項ただし書きによる場合は、会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（裁判所が更生計画等認可を決定までの間に限る）とする。

４　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第２項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

５　第１項各号又は第２項各号に定める場合（第３項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

６　第１項第１号の場合に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額とする。

７　第２項の場合において、第６条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

８　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（１）第６３条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

９　第４４条第２項（第５０条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第６７条　発注者は、引き渡された事業目的物に関し、第４３条第４項又は第５項（第５０条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　第１項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　第１項、第２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに第３項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　第１項から第５項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、事業目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第９４条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には、事業目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成１２年政令第６４号）第５条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、１０年とする。この場合において、第１項から第８項の規定は適用しない。

１０　引き渡された事業目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第６８条　受注者は、事業目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を入札説明書等及び事業者提案に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、第１項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、事業目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第６９条　受注者は、この契約の履行に当たって、自ら又は下請負人等が、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をしてこれを拒否させ、不当介入の事実を遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、前項の不当介入を受けたことにより、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工期に関する協議を行わなければならない。その結果、工期に遅れが生じると認められたときは、第３３条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うものとする。

３　受注者は、この契約の履行に当たって、自ら又は下請負人等が、暴力団又は暴力団員等の反社会的勢力から不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　受注者は、前項の被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工期に関する協議を行わなければならない。その結果、工期に遅れが生じると認められたときは、第３３条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うものとする。

（あっせん又は調停）

第７０条　建設工事業務について、この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法第２５条の９の規定による区分に応じ、管轄建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第２２条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第７１条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（紛争の解決）

第７２条　設計業務及び工事監理業務について、この契約書の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合は、発注者及び受注者は、協議の上調停人１名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し、その他のものは発注者と受注者がそれぞれ負担する。

２　前項の規定にかかわらず、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第２２条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第１項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

３　第１項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

４　発注者又は受注者は、申出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第１項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第７３条　この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第７４条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙１　請負代金額の改定方法（第３６条及び第３７条関係）

施工関連業務の請負代金額の改定に関する基本的考え方は、以下のとおりである。

・　施工関連業務費相当額（公租公課を除く。）については、本請負契約に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、請負契約締結日の属する月の「建築費指数・工事原価―学校（ＲＣ）―都道別指数（名古屋）：建設物価建築費指数（財団法人建設物価調査会)」を用い、本施設の着工時期の同指数と比較して１．５パーセント以上の差が生じた場合、生じた差分に応じて請負代金額の改定を行う。
・　施工関連業務費相当額の物価変動に基づく請負代金額の改定は、次式によって表されるものとする。

本施設の施工関連業務費相当額の物価変動率＝【本施設の工事着工日の属する月の建築費指数】÷【請負契約締結日の属する月の建築費指数】－１

※ 物価変動率に小数点以下第３位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

物価変動率＞０．０１５の場合
改定後の施工関連業務費＝請負契約締結時の施設整備費×（１＋(物価変動率)－０．０１５）

物価変動率＜－０．０１５の場合
改定後の施工関連業務費＝請負契約締結時の施設整備費×（１＋(物価変動率)＋０．０１５）

※ 施工関連業務費は、別紙２表「施工関連業務費相当額」とする

・　本施設の工事着工日から 12 か月を経過した後に、物価が著しく変動した場合は、発注者及び受注者は施工関連業務費相当額の改定について協議を行うことができるものとする。当該協議に基づき、施工関連業務費相当額の改定を行う場合は、出来形部分を除く施工関連業務費相当額に対して適用されるものとし、改定方法及び改定の式は、工事着工日の改定の考え方に準じるものとする。なお、当該「出来高を除く施工関連業務費相当額」は出来高に関する内訳資料を工事監理者に提示し、工事監理者による確認・承認を受けたものとする必要があり、本町は当該金額を確認する。
・　また、これにより施工関連業務費相当額の改定を行った後、物価が著しく変動した場合は、再度、当該協議を行うことができるものとし、この場合においては、「工事着工日から 12 か月を経過した後」にとあるのは、「直前の本規定に基づく施工関連業務費相当額の改定の基準とした日」とするものとする。出来高部分の考え方は、「工事着工日から 12 か月を経過した後」の改定の場合に準じるものとする。

別紙２　請負代金の支払方法（第４４条関係）

1. 請負代金の構成

事業期間中、発注者が受注者に支払う請負代金項目は、以下のとおりである。

表　請負代金の構成

項目	費用
ア 設計関連業務費相当額	設計費、事前調査費、近隣対応費、電波障害調査費、本事業に伴う各種申請等に要する諸費用（構造適合性判定手数料含む。）、その他設計業務を実施する上で必要な費用
イ 施工関連業務費相当額	建設工事費、什器・備品等の調達及び設置費、近隣対応・対策費（周辺家屋影響調査を含む。）、電波障害対策費、その他建設業務を実施する上で必要な費用
ウ　工事監理関連業務費相当額	工事監理費、その他工事監理業務を実施する上で必要な費用

2. 支払方法

①設計関連業務費相当額

受注者は、発注者による完成確認後、速やかに請求書を発注者に対して提出すること。発注者は、当該請求書受領後４０日以内に受注者に支払いを行うものとする。前払金については、第４６条に基づき支払う。

②施工関連業務費相当額

受注者は、発注者による各年度末の出来形確認、完成確認後、速やかに請求書を発注者に対して提出すること。発注者は、当該請求書受領後４０日以内に受注者に支払いを行うものとする。前払金については、第４６条に基づき支払う。

③工事監理関連業務費相当額

受注者は、発注者による完成確認後、速やかに請求書を発注者に対して提出すること。発注者は、当該請求書受領後４０日以内に受注者に支払いを行うものとする。部分払については、第４９条に基づき支払う。